



「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の主な改正のお知らせ ～平成28年6月23日施行～

特定遊興飲食店営業の新設

- ① **深夜** (午前0時から午前6時)における営業
- ② 客に**遊興** (ダンスなど)をさせる営業
- ③ **酒類**の提供を含む飲食をさせる営業

①から③の条件を全て満たすもの

特定遊興飲食店営業に該当し、公安委員会の許可が必要になります。

○ 許可営業

上記の営業を行うには、公安委員会の**許可**を受けなければなりません。

○ 申請

平成28年3月23日から、営業所を管轄する警察署の生活安全課で、**申請**を行うことができます。

○ 遊興の種類

- ・ 不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる行為
- ・ 不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為
- ・ 客にダンスをさせる場所を設けるとともに、音楽や照明の演出等を行い、不特定の客にダンスをさせる行為
- ・ のど自慢大会などの遊戯、ゲーム、競技等に不特定の客を参加させる行為
- ・ カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客に歌うことを勧奨し、不特定の客の歌に合わせて照明の演出、合いの手等を行い、又は不特定の客の歌を褒めはやす行為
- ・ バー等でスポーツ等の映像を不特定の客に見せるとともに、客に呼び掛けて応援等に参加させる行為

ゲームセンターへの16歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定の見直し

ゲームセンターの許可営業者は、午後6時から午後10時前の時間に16歳未満の者を客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならないこととなりました。

なお、午後6時以降に保護者同伴の無い16歳未満の者を客として立ち入らせること及び午後10時以降に18歳未満の者を客として立ち入らせることは禁止されています。



本件に関する問合せは、千葉県警察本部生活安全部風俗保安課風俗営業係 電話043(201)0110
又は最寄りの警察署の生活安全課まで

千葉県警察本部